

農林水産省

○経済産業省告示第五号
国土交通省

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第一項の規定に基づき、流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（平成二十八年^{農林水産省}経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年九月三十日

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 (略) 第二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項 1 基本的な考え方 流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。 (1) 流通業務総合効率化事業の実施主体 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種、生態の如何を問わず流通業務に係る者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、委託事業者、納品する中小受託事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。 流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合は単体であっても、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得る。 連携する者の組合せは様々なものが考えられるが、流通業務を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、総合効率化計画に記載した流通業務総合効率化事業の目標及び内
改正前	第一 (略) 第二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項 1 基本的な考え方 流通業務総合効率化事業は、二以上の者が連携して、流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものである。 (1) 流通業務総合効率化事業の実施主体 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、その業種、生態の如何を問わず流通業務に係る者であれば対象となり、生産者や製造業者、小売店に納品する卸売業者、親事業者、納品する下請事業者、荷主から貨物の輸送、保管等を依頼される物流事業者をはじめ、様々な事業者が対象となり得る。また、必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり、例えば、物流ネットワークの維持が困難となるおそれが高い地域において、地域内配送共同化の取組を行う場合に、地域物流の維持、確保に向けて、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが考えられる。 流通業務総合効率化事業は、流通業務に携わる多様な関係者が連携することで、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を、効果的に進める事業であることから、二以上の者が連携することを求めている。このため、二以上の者の連携については、法人格が別の者が連携することが必要である。ただし、組合は複数が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合は単体であっても、流通業務総合効率化事業の実施主体となり得る。 連携する者の組合せは様々なものが考えられるが、流通業務を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、総合効率化計画に記載した流通業務総合効率化事業の目標及び内

容を実現可能とする者が含まれることが必要である。例えば、特定流通業務施設において、トラック予約受付システムを導入し、トラックの荷待ち時間の削減を図ることを内容とする場合においては、荷待ち時間の着実な削減のためには、トラック予約受付システムを運用する者とそれを活用する者が連携することが必須となることから、特定流通業務施設を運営する者と日常的に当該特定流通業務施設に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

2 (2) (5) (略)

第三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

1・2 (略)

3 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の確保

流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため、事業の実施に必要な資金の額及び調達方法を明らかにすることが必要である。

流通業務総合効率化事業を円滑に実施するためには、国等の支援施策を活用することも効果的である。具体的には、国や地方公共団体からの補助金及び税制優遇措置、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本政策金融公庫、中小企業投資育成株式会社等からの融資、株式の引受け等並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構による債務保証等の支援施策の活用が考えられる。

4 (略)

第四 (略)

第五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

1 (略)

2 事業実施の計画性

中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今

容を実現可能とする者が含まれることが必要である。例えば、特定流通業務施設において、トラック予約受付システムを導入し、トラックの荷待ち時間の削減を図ることを内容とする場合においては、荷待ち時間の着実な削減のためには、トラック予約受付システムを運用する者とそれを活用する者が連携することが必須となることから、特定流通業務施設を運営する者と日常的に当該特定流通業務施設に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

2 (2) (5) (略)

第三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

1・2 (略)

3 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の確保

流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため、事業の実施に必要な資金の額及び調達方法を明らかにすることが必要である。

流通業務総合効率化事業を円滑に実施するためには、国等の支援施策を活用することも効果的である。具体的には、国や地方公共団体からの補助金及び税制優遇措置、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本政策金融公庫、中小企業投資育成株式会社等からの融資、株式の引受け等並びに食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構による債務保証等の支援施策の活用が考えられる。

4 (略)

第四 (略)

第五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

1 (略)

2 事業実施の計画性

中小企業流通業務総合効率化事業の実施に当たっては、一般に中小企業者は経営基盤が脆弱であることを踏まえ、中小企業者の経営実態、環境条件の変化等を十分に把握し、長期的な視野に立って今

第六
(略)

後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。

中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であつても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。

第六
(略)

後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。

中小企業者同士の連携による中小企業流通業務総合効率化事業であつても、他の流通業務総合効率化事業と同じく、少なくとも流通業務のうち輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことは必要であるが、各中小企業者の物流をめぐる状況、取引実態、費用負担能力等を勘案した上で、全体としての効率性に配慮しながら、重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三の3の改正規定 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）
- 二 第二の1の(1)の改正規定 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）